

先端設備等導入計画について

●概要

中小企業の生産性向上に向けた取り組みを支援するため、地方税において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。中小事業者等が適用期間内に、湖西市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の特例を受けることができます。

令和5年度の税制改正により、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得される資産については新たな固定資産税の特例制度の適用対象になります。

●要件

1. 対象者（中小企業者の範囲）

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	又は 常時使用する従業員の数
製造業その他※		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

2. 適用期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間（2年間）

3. 対象設備

年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

【減価償却費の種類（最低取得価格）】

- ・機械装置（160万円以上）
- ・工具（30万円以上）
- ・器具備品（30万円以上）
- ・建物付属設備（60万円以上）

※家屋と一体となって効用を果たすものを除く

●特例の内容

取得年度	令和5年4月1日～令和6年3月31日まで		令和6年4月1日～令和7年3月31日まで	
固定資産税の特例率	賃上げ表明あり※	表明なし	賃上げ表明あり※	表明なし
	課税標準額の1/3に軽減	課税標準額の1/2に軽減	課税標準額の1/3に軽減	課税標準額の1/2に軽減
固定資産税の特例期間	5年間	3年間	4年間	3年間

※雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ表明をして、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」を申請に添付することが必要です。

●償却資産申告の際に必要な書類

- ① 計画申請書
- ② 計画認定書
- ③ 計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- ④ 投資計画に関する確認書
＜賃上げ方針を従業員に表明した場合に必要な追加書類＞
- ⑤ 従業員へ賃上げを表明したことを証する書面
＜リース会社が申告する場合に必要な追加書類＞
- ⑥ リース契約見積書
- ⑦ リース事業協会が確認した軽減計算書

※提出書類①～⑦はすべて写しでかまいません

●よくあるご質問

Q1 取得価格の判定は、消費税抜きか税込みかのどちらですか。

A1 取得価格の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜き経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

Q2 補助金を受けた設備の取得価格を教えてください。

A2 固定資産税につきましては、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金を差し引かない額が取得価格となります。（2000万円の設備取得に500万円の補助金があった場合でも、取得価格は2000万円となります）。

Q3 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となりますか。

A3 ファイナンスリース取引については対象となります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

●関連ページ

本制度に係る詳細な内容は、下記の中小企業庁のウェブサイトをご確認ください。

・中小企業庁 🔍 「先端設備等導入制度による支援」で検索

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

（中小企業庁 HP→経営サポート→先端設備等導入制度による支援）